-next TO YOU -

東日本銀行コンサルNEWS

平成22年12月22日

3 9

作成

税理士法人タクトコンサルティング 株式会社タクトコンサルティング TEL 03 - 5208 - 5400 URL http://www.tactnet.com ()本ニュース内容についてのお問い合わせ先

・人内谷についてのの同い合わせ尤 代表社員 税理士 田中 誠

速報!平成23年度稅制改正

~ 主な改正内容は以下のとおり~

【相続税】《参考文献「平成 23 年度税制改正大綱」P61》

K I HIVOUTOU A						
項目	現行		改正案			
	1.定額控除 5,000 万円		1.定額控除 3,000 万円			
基礎控除	2.法定相続人比例控除		2.法定相続人比例控除			
	1,000 万円に法定相続人数を乗じた金額	頁	600 万円に法定相続人数を乗じた金額			
死亡保険			500 万円に法定相続人(未成年者、障害者	旨又は相続開始直		
金の非課	500 万円に法定相続人の数を乗じた金額		前に被相続人と生計を一にしていた者に限る)の数を乗じ			
税限度額			た金額			
	法定相続分に応じる各人の取得金額	税率	法定相続分に応じる各人の取得金額	税率		
	1,000 万円以下の金額	10%	1,000 万円以下の金額	10%		
	3,000 万円 "	15%	3,000 万円 "	15%		
	5,000 万円 "	20%	5,000 万円 "	20%		
税率構造	1 億円 //	30%	1 億円 "	30%		
	3 億円 "	40%	2 億円以下の金額	40%		
	3 億円超の金額	50%	3 億円 "	45%		
			6 億円 "	50%		
			6 億円超の金額	55%		

(注)上記の改正は、平成23年4月1日以後の相続又は遺贈により取得する財産に係る相続税について適用する。

【贈与税】《参考文献「平成23年度税制改正大綱」P62・63・64》

【贈与柷】	《参考又献 ' 平成 23 年度祝制改止大綱」 P6	2·63·64》	
項目	現行。		
相算外税構 精以与率	基礎控除後の課税価格 200 万円以下の金額 10% 300 万円 " 15% 400 万円 " 20% 600 万円 " 30% 1,000 万円以下の金額 40% 1,000 万円超の金額 50%	1.20 歳以上の者が直系尊属から贈与を受けた財産に係る贈与税 基礎控除後の課税価格 税率 200 万円以下の金額 10% 400 万円 " 15% 600 万円 " 20% 1,000 万円 " 30% 1,500 万円 " 40% 3,000 万円 " 45% 4,500 万円 間の金額 55% 2.1.以外の贈与財産に係る贈与税 基礎控除後の課税価格 税率 200 万円以下の金額 10% 300 万円 " 15% 400 万円 " 20% 600 万円 " 30% 1,000 万円 " 40% 1,500 万円 " 45% 3,000 万円 " 45% 3,000 万円 " 50% 3,000 万円 " 50% 3,000 万円 " 50% 3,000 万円 間の金額 55%	
相 続 時 精 算課税	1.受贈者は 20 歳以上の推定相続人のみ。 2.贈与者の年齢は 65 歳以上であること。	1.受贈者の範囲に、20 歳以上である孫を追加する。 2.贈与者の年齢要件を 60 歳以上に引き下げる。	
直 系 の の 非 説 の 非 課 税	住宅の新築等に先行して、その敷地に供される土 地等を取得する場合における当該土地等の取得 のための資金の贈与については、適用対象外。	適用対象となる住宅取得等資金の範囲に、住宅の新築等 (住宅取得等資金の贈与を受けた翌年3月15日までに行 われるものに限る)に先行して、その敷地に供される土 地等を取得する場合における当該土地等の取得のため の資金を追加する。	

(注)上記の改正は、原則として平成23年1月1日以後の贈与により取得する財産に係る贈与税について適用する。

【証券税制】《参考文献「平成 23 年度税制改正大綱」P47》

改正案

上場株式等の配当等及び譲渡所得等に係る 10%軽減税率の適用期限を、平成 25 年 12 月 31 日まで 2 年延長する。

【個人所得課税】《参考文献「平成23年度税制改正大綱」P43~45、59》

項目	改正案				
給与所 得控別 直し	1.その年中の給与等の収入金額が 1,500 万円を超える場合の給与所得控除額は、245 万円の上限を設ける。 2.その年中の給与等のうち、給与等の支払者の役員等が支払を受ける役員給与等の収入金額が 2,000 万円を超える場合の役員給与等に係る給与所得控除額は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める金額とす役員給与等の収入金額 給与所得控除額 2,000 万円超 2,500 万円以下 245 万円 - {(役員給与等の収入金額 - 2,000 万円) × 12% } 2,500 万円超 3,500 万円以下 185 万円 3,500 万円超 4,000 万円以下 185 万円 - {(役員給与等の収入金額 - 3,500 万円) × 12% } 4,000 万円超 125 万円 (注)上記の改正は、平成 24 年分以後の所得税及び平成 25 年度分以後の個人住民税について適用する。				
退職所 親の方の見 直し	1.役員退職手当等に係る退職所得の課税方法の見直し その年中の退職手当等のうち、退職手当等の支払者の役員等(役員等としての勤続年数が5年以下の者に限る)が、その退職手当等の支払者から役員等の勤続年数に対応するものとして支払を受けるものに係る退職所得の課税方法については、退職所得控除額を控除した残額の2分の1とする措置を廃止する。				
その他	居住者が支払を受けた生命保険契約等に基づく一時金に係る一時所得の金額の計算上、その支払を受けた金額から控除することができる事業主が負担した保険料等は、給与所得に係る収入金額に算入された金額に限る。 (注)上記の改正は、平成23年4月1日以後に支払われるべき生命保険契約等に基づく一時金について適用する。				

【消費税】《参考文献「平成23年度税制改正について(経済産業省)」P32、「平成23年度税制改正大綱」P99・100》

項目	改正案
免税事 業者の 要 件	その事業年度の前事業年度(7月以下のものを除く)開始の日から6月間の課税売上高が1,000万円を超える法人等については、事業者免税点制度を適用しない。なお、この事業者免税点制度適用の判定の際には、課税売上高の金額に代えて、所得税法に規定する給与等の支払額の金額を用いることもできる。 (注)上記の改正は、上記のその年又はその事業年度が平成24年10月1日以後に開始するものにつき適用する。
95 % ル ールの 見直し	課税売上割合が 95%以上の場合に課税仕入れ等の税額の全額を仕入税額控除できる消費税の制度は、その課税期間の課税売上高が 5 億円(その課税期間が 1 年未満の場合は年換算)以下の事業者に限り適用する。 (注)上記の改正は、平成 24 年 4 月 1 日以後に開始する課税期間から適用する。

【法人税】《参考文献「平成23年度税制改正大綱」P79~82》

項目	改正案						
	法人	法人税の税率を次のとおり引下げ、法人の平成23年4月1日以後に開始する事業年度について適用する。					
				現行	改正案		
				年800万円以下		年800万円以下	
┃ 税率の ┃ 引下げ		普通法人	30%		25.5%		
לואוכ		中小法人	30%	22% (18%*1)	25.5%	19%(15%*2)	
	*1 ₹	*1 租税特別措置法により平成 21 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの間に終了する事業年度に適用する。					
	*2 ₹	且税特別措置》	まにより平り	成 23 年 4 月 1 日から	5平成 26 年 3	31 日までの間に	開始する事業年度に適用す
	る。中小法人の平成 23 年 4 月 1 日前に開始し同日以後に終了する事業年度は、経過措置として現行の租税						
	特別措置法による税率を適用する。						
減 価	平成23年4月1日以後に取得する減価償却資産の定率法の償却率は、原則として定額法の償却率(1/耐用年数					法の償却率(1/耐用年数)	
償却	を2.	0倍した数(現	行2.5倍した	た数)とする。 なお、	所得税につい	\ても同様の改正を行	う。
】 欠損金	1.青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越控除制度上の控除限度額は、繰越控除をする事業年度の繰						
の繰越	越控除前の所得金額の100分の80相当額とする。ただし、 中小法人等は、現行の控除限度額を存置する。						
対議機 (注 1)中小法人等とは、普通法人のうち各事業年度終了時に資本金の額が 1 億円以下であるもの等					下であるもの等をいう。		
5_,5		注2)上記の改正は、平成23年4月1日以後に開始する事業年度について適用する。					
				業年度の欠損金等の終		. (•
グルー	100%グループ内の他の内国法人が清算中である場合、解散が見込まれる場合又はそのグループ内で適格合併						
┃プ法人 ┃税制	により解散することが見込まれる場合には、その株式について評価損を計上しない。 (注)上記の改正は、平成 23 年 4 月 1 日以後に行う評価換え等について適用する。						
化工中リ	(/土)	エロハンドメエロタ	、 十/)な 23	午4月1日以後に1」	ノ・中国投入守	にしてに適用する。	